## 埼玉県県営林管理要綱

(昭和59年3月21日農林部長決裁)

(趣旨)

第1条 県営林の管理に関しては、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例(昭和39年条例第16号)、埼玉県財務規則(昭和39年規則第18号)、埼玉県行政組織規則(昭和42年規則第1号)及び埼玉県県造林規則(昭和35年規則第12号)に定めるもののほか、この要網に定めるところによる。

(定義)

第2条 県営林とは、県が、経営を目的として所有又は権原を有する森林をいう。 (事業及び経営計画)

- 第3条 県営林事業については、埼玉県県造林規則及び県営林経営計画に基づいて執行する。
- 2 県営林経営計画は、5年を一期としてたてるものとする。

(管理事務等の委託)

- 第4条 県営林の管理事務及び事業の執行については、その全部又は一部を社団法人埼 玉県農林公社に委託して行うものとする。
- 2 前項の委託は、別に定める埼玉県県営林事業委託要領により行うものとする。 (報告等)
- 第5条 農林振興センター及び林業事務所の長は、県営林の管理について、異常その他 特別な状況を認めたときは、直ちに農林部長に報告し、かつ、急を要するものについ ては、臨機の処置をしなければならない。

(その他)

第6条 その他必要な事項については、その都度農林部長が定めるものとする。

附則

この要網は、昭和59年4月1日から施行する。